

令和2年度

第21回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和3年2月8日 (月)  
開会13時35分 閉会14時33分

場 所 教育委員室

令和2年度  
第21回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育功労者表彰規則の一部改正について

第2号議案 大分県立学校いじめ対策委員会委員の任命について

(2) 報 告

① 大分県社会教育委員会議の建議について

② 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

(3) 協 議

① 令和3年度大分県教育委員会の組織改正について

(4) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

|     |                  |         |
|-----|------------------|---------|
| 委 員 | 教育長              | 工 藤 利 明 |
|     | 委 員 (教育長職務代理者)   | 林 浩 昭   |
|     | 委 員              | 岩 崎 哲 朗 |
|     | 委 員              | 高 橋 幹 雄 |
|     | 委 員              | 鈴 木 恵 代 |
|     | 委 員              | 岩 武 茂 代 |
| 事務局 | 理事兼教育次長          | 法華津 敏 郎 |
|     | 教育次長             | 米 持 武 彦 |
|     | 教育改革・企画課長        | 中 村 崇 志 |
|     | 学校安全・安心支援課長      | 簗 田 祐 二 |
|     | 高校教育課長           | 三 浦 一 雄 |
|     | 社会教育課長           | 後 藤 秀 徳 |
|     | 体育保健課長           | 加 藤 寛 章 |
|     | 教育改革・企画課 主幹 (総括) | 門 野 秀 一 |
|     | 教育改革・企画課 主査      | 末 松 敬 雅 |

### 2 傍聴人

4 名

## 開会・点呼

(工藤教育長)

本日は、テレビカメラ1台が撮影を行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、委員の出席確認をいたします。

全委員が出席です。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議題ごとに、関係課長のみ入室します。

(工藤教育長)

ただ今から、令和2年度第21回教育委員会会議を開催します。

## 署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、高橋委員に申し上げます。

## 会期の決定

(工藤教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は14時25分を予定していますので、よろしく申し上げます。

## 議 事

(工藤教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっておりますが、第2号議案及び協議①は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案及び協議①は、非公開といたします。

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

## 【議案】

### 第1号議案 大分県教育功労者表彰規則の一部改正について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育功労者表彰規則の一部改正について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(中村教育改革・企画課長)

第1号議案「大分県教育功労者表彰規則の一部改正について」説明します。

資料3ページ(概要)をご覧ください。

本規則は本県教育の振興に功績のあった団体又は個人を対象に表彰を行う大分県教育功労者表彰について定めたものです。

今回の改正は、「1 改正の理由」のとおり、県民の教育に対する関心と理解を深める等の「おおいた教育の日」の趣旨にふさわしい取組を行う期間である「おおいた教育週間」中に大分県教育功労者表彰式の実施を位置付けるもので、県民の教育に対する関心と理解を更に深めることにつなげるなどの効果拡大と、職員の負担軽減を図る働き方改革の一環として合理化を図る事を目的としています。

「2 改正の内容」については、表彰の実施日を現行の「毎年11月3日」から「おおいた教育の日条例第3条に規定するおおいた教育週間のいずれかの日」に改めるほか、規定の整備のため字句の修正をしています。具体的な改正案については、資料2ページの新旧対照表に記載していますので、ご確認ください。

なお、改正後の規則は公布の日から施行し、令和3年度の表彰から適用したいと考えています。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(工藤教育長)

第1号議案の承認についてお諮りします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(工藤教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

## 【報 告】

### ① 大分県社会教育委員会議の建議について

(2課〔教育改革・企画課、社会教育課〕入室)

(工藤教育長)

次に、報告第1号「大分県社会教育委員会議の建議について」社会教育課長から説明をしてください。

(後藤社会教育課長)

「大分県社会教育委員会議の建議について」報告します。

資料1ページをご覧ください。

社会教育法第17条第1項に、社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため必要な研究調査を行うことが規定されています。また、大分県社会教育委員については、大分県社会教育委員条例第2条及び第4条により、定数は20人以内、任期は2年となっています。

この度、大分県社会教育委員会議で2年間にわたる研究調査を経て、今後の社会教育行政の指針となる建議が提出されましたので、説明します。

資料2ページをご覧ください。

令和3年1月27日に、大分県社会教育委員長 盛本 功爾郎 氏から、タイトルにあります「地域の持続的発展に資する人材の育成について」の建議をいただきました。

概要の上部、「現状」と「課題」をご覧ください。建議には、人口減少や少子高齢化の急速な進行等による社会の変化が、地域で活動している様々な社会教育関係団体の担い手不足をもたらすなどの社会教育活動の衰退が危惧される状況に対する手立てを講じる必要があるという背景があります。建議は、地域コミュニティを支える人材の育成が急務であり、そのために社会教育行政が果たすべき役割について提言するものです。

概要の中段をご覧ください。人材を育成していくための3つの視点が述べられ

ています。

1つ目は、将来の地域を担う子どもたちを育成していく視点です。子どもたちに地域への愛着を育むための取組を進めることの重要性や、学校教育と社会教育が一体となった取組を進めていく中で、地域の人材育成を図ることが大切であると述べられています。

2つ目は、地域活動を通じて地域住民をつなぎ、地域参加の少ない層に対する取組を進めていく視点です。ここでは、多様なきっかけづくりに取り組んだり、新たな視点から地域活動に取り組んだりすることで、これまで地域参加があまり見られなかった現役世代や生活課題等の困りを抱えた地域住民等の参加を促すことの重要性が述べられています。

3つ目は、高齢者の地域活動を支えていくという視点です。高齢者が地域の中で生き生きと活動することは、「人生100年時代」と言われる現代を生きる全ての人に希望を与え、地域に活力を与えてくれます。そして、多様な人材が高齢者とともに地域で活動していくことで地域コミュニティの活性化を図ることの大切さについて述べられています。

建議では、今後の社会教育行政において、これら3つの視点を踏まえた人材育成の取組を進めていくことが提言されています。概要の下段をご覧ください。

社会教育主事などの社会教育関係職員は、社会教育行政の企画・実施を通して地域住民の学習活動を支援する中心的な役割を担っています。そのような活動を通じた地域人材の育成を推進していくとともに、NPO等の多様な主体との連携・協働を進めていくことの重要性が述べられています。また、社会教育施設は人材育成に向け施設利用者の裾野を広げ、それぞれの施設の機能を十分に生かした主催事業等を実施していく上で、新しい生活様式を意識したICT学習機会等の充実にも取り組まなければならないと述べられています。

県社会教育行政に対しては、これまで以上に人材育成に向けた取組の推進が求められています。具体的には、市町村や社会教育関係団体の取組を支援していくことや、社会教育施設が人材育成の視点からその機能を発揮していくことなどが提言されています。

今後は、現在取り組んでいる地域学校協働活動推進員の育成などの取組について、建議で示された3つの視点から十分に検証していくとともに、県全体の課題である地方創生に向けて、社会教育の面から地域人材の育成の在り方を明確にして今後の施策の中に反映していけるよう努めていきたいと考えています。

説明は、以上です。

(工藤教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

県立図書館の生涯学習センターとしての機能が強調されていますが、別府市にあった社会教育総合センターの機能については、県立図書館への引き継ぎができ、

現在、十分に機能しているという認識でよいでしょうか。

(後藤社会教育課長)

県立図書館の機能強化も必要ですが、更に私たちの取り組んでいる事業全体を見直していくことが求められています。県立図書館が社会教育総合センターの機能をしっかりと引き継ぎ、生涯学習センターとしての取組がきちんと実施されているかどうか再度見直していくということを、建議で求められていると捉えています。県内の様々な情報を県立図書館が収集し、それらを発信していくことが必要であると考えています。

(高橋委員)

社会教育士とNPOや企業等との連携について建議で述べられていますが、具体的にどのような連携を図ることを考えていますか。

(後藤社会教育課長)

社会教育士については、今後、その活躍の場をつくっていくことが大切だと考えています。その際、地元の企業やNPO団体との連携・協働が不可欠になってきます。そのような連携・協働のための場の設定やつながりづくりが課題であると捉えており、今後、新たにに取り組んでいく必要があると考えています。

(高橋委員)

企業やNPO団体の方と協力して、できる限り一緒に地域振興に取り組んでほしいです。

(鈴木委員)

コロナ禍の前は、多くの人が集まって社会教育に関する活動が行われていたと思います。現在においては、高齢者等への感染リスクを考えると行動が制限され、効果的な活動がほとんど行われなくなっています。このような時にこそ、ICTを使用して、いろいろな方の取組を映像等に記録して活用すべきではないかと思っています。

また、これまで地域の企業や住民の方々は、その地域で暮らす子どもたちの活動に積極的に支援をしてきていたと思います。コロナ禍にあっても、是非、できることを考えてほしいです。これまでの良い活動をここで止めてしまうのではなく、何らかの形で維持してもらいたいと思います。

(林委員)

県内の公民館のICT環境については、現在どのような状況になっていますか。

(後藤社会教育課長)

公民館のインターネット接続環境は、有線を含めると40%程度が整備されて



います。Wi-Fi環境に限定すると11%程度の整備状況となります。

また、鈴木委員のご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で活動ができないという声は、多く届けられています。

一方、これまで働く世代の方については、日程が合わず公民館の講座等に参加できないという状況があったのですが、オンライン研修を実施したところ、働く世代の方が参加しやすくなったという声も届けられています。公民館の活動等においても、ICT活用のメリットを十分に生かしていく必要があると考えています。

## **② 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について**

(3課〔教育改革・企画課、高校教育課、体育保健課〕入室)

(工藤教育長)

次に、報告第2号「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(中村教育改革・企画課長)

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について」説明します。主に、県立高校関係となります。

資料1ページをご覧ください。

令和3年1月31日(日)の公表分からが始まりでしたが、大分工業高校と情報科学高校において、生徒・教職員の新型コロナウイルスの感染が判明したことを受けまして、2月2日(火)の両校の推薦入試の会場を、それぞれの高校から県教育センターに変更する対応を取りました。また、保健部局と相談の上、感染の拡大状況を把握し、必要な検査や校内の消毒を行うとともに、特に大分工業高校については2月1日(月)から2月5日(金)までの間、臨時休業とする措置を取りました。2月5日(金)までに大分工業高校では計22名(教職員2名、生徒20名)に陽性が確認されたところです。2月6日(土)には、生徒・教職員の必要な検査を全て終え、大分工業高校については2月8日(月)から通常どおり学校を再開したところです。資料の2ページ、3ページは、以上の経過に係る報道発表資料です。

資料1ページの「2. 県教育委員会の対応」について報告します。

県立高校において新型コロナウイルス感染者の発生が判明して以降、更なる感染拡大を防止するため、当初から保健部局と緊密に連携して対応してきました。その際、教育庁の関係課が相互に協力して対応しております。今回は初めて県立高校においてクラスターが発生するという状況にありましたので、検査対象が広範囲であることもあり、教育庁から当該校に職員を派遣して必要な対応をサポートしたところです。

また、県立学校全体に対して県立学校の入学者選抜や、各種の式典行事を控える年度末、年度初めに向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策の徹底を改めて通知したところです。

資料4ページをご覧ください。

県立学校で生徒又は教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応については、令和2年12月、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂に伴い、本県での対応フローも改訂しております。県立学校においては、生徒又は職員自身、若しくは同居家族がPCR検査を受けることになった時点や、濃厚接触者として保健所から連絡を受けた時点からその状況を把握することに努めていますが、今回のケースにあっても事前に学校から連絡を受けており、実際には週休日の対応になりましたが、陽性確定の連絡があった時点から次の対応を取り始めました。

資料4ページ、「◆発生した県立学校の対応」の「○臨時休業の決定」についてですが、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要があるかについては、県教育委員会が保健所の調査等を踏まえて検討し判断することとしており、この時点で、保健所や保健部局との相談の上で、学校設置者としての対応を検討することになります。また、保健所の見解が出されるまでに時間を要する場合であっても、生徒は自宅待機とし、教職員は必要最低限の出勤とすることで感染拡大防止のための初期対応を取ると定めております。今回においても、こうした事前の対応フローに沿って対応し、県教育委員会としては最小限度の臨時休業にとどめて、学校の教育活動を早期に再開できたと考えているところです。

以上です。

(工藤教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(岩崎委員)

民間企業においても新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合は慎重に対応しているところですが、今回いち早く情報が共有できたことは、対応マニュアル等の準備があった成果ということで安心しております。

資料4ページの【県教委との連携（生徒の場合）】を見ると、いじめ対応に関することは学校安全・安心支援課、偏見や差別に関することは人権教育・部落差別解消推進課が対応するようになっています。ところで、新型コロナウイルス感染症に感染した方や濃厚接触者とされた方に対して、拒絶反応のような思いを持たれている方もいるようです。県立学校で発生したクラスターの関係で、このような差別的な対応を受けたりいじめ問題が生じたりして、これまでに県教育委員会として対応をしなければならない事例があったのかどうか教えてください。

(中村教育改革・企画課長)

これまで、県立学校において生徒の感染が発覚した時点や、その後その生徒が

学校に登校再開することになった時点を確認し、併せて生徒の周囲で新型コロナウイルス感染症に感染したことによるいじめや誹謗中傷などの事象が発生していないかを当該学校に確認しております。これまでに、そのような事象に関する情報は入ってきておりませんが、生徒に対する差別や誹謗中傷の報告があった際には、スクールカウンセラーの派遣の必要性などについて、県教育委員会が学校とやり取りをしながら判断することとしております。

(岩崎委員)

新型コロナウイルスの感染を防ぐための行動について、世代間の意識の差があるといわれています。若い方々には新型コロナウイルスに感染しても重症化のリスクが少ないという情報もある中で、生徒を含む一部の人たちには新型コロナウイルス感染症への予防対策の対応が不十分ではないかということが指摘されています。

生徒自身は、感染して重症化するリスクが少ないにしても第三者に感染させる恐れがあり得るということについて、学校現場や県教育委員会・市町村教育委員会の側から、どのような指導がなされているのか教えてください。

(三浦高校教育課長)

県立高校については、これまでも新型コロナウイルスに感染した場合のリスクについて、自分だけでなく、第三者や高齢の家族等にも感染させてしまう心配があるということについて指導してきました。今後も、感染拡大防止について、その意義をしっかりと伝えながら指導したいと考えております。

(林委員)

大分工業高校では、臨時休業の間、リモート授業等を行ったのでしょうか。また、臨時休業期間中の自宅での過ごし方について、生徒にどのような指導をしたのか教えてください。

(三浦高校教育課長)

大分工業高校について、2月1日(月)から生徒を自宅待機とし、2月3日(水)から臨時休業の措置を取りました。その間の生徒への生活指導についてはクラス単位で行い、課題を家庭に郵送する対応を取りました。

(林委員)

リモートでの授業は行わなかったのでしょうか。例えば、将来的にインフルエンザでの臨時休業や学級閉鎖となった場合を考えたときに、リモート授業を行うのか、あるいは自宅で安静に過ごさせるのか、どのように考えていますか。

(三浦高校教育課長)

今後については、生徒1人1台端末の配備も予定されており、リモートでの学

習支援も考えています。ただし、教職員が感染した場合にどのような対応を取るかという課題もあります。

(鈴木委員)

私は、実際にクラスターの発生を身近で経験しました。その際に、子どもが通う小学校では児童1人の感染で臨時休業となりましたが、学校が新型コロナウイルスへの対応に追われ、宿題が出されずに、ただ臨時休業の期間が過ぎていく状況でした。また、私の在住地域にあるこども園については、1月20日(水)から昨日まで閉鎖されていて、今日から再開しました。感染者数が多く対応に非常に苦慮されていましたが、幼児教育センターと協力し職員へのカウンセリングを行ったことで、かなりケアができたという話を聞きました。

私自身も、自分の子どもが感染しているかもしれないという不安に襲われました。私の在住地域では、それぞれの家庭や職場によって考え方が大きく異なっており、こども園が再開するまでは職場に来ないでほしいと言われた保護者もいたようです。自費でPCR検査を受けた方も何人もいました。偏見や差別は実際に発生しているところで、地域や学校名などが公表されている以上、新型コロナウイルス感染症についての正しい理解が全ての方にないと、偏見や差別がなくなれないと思います。私は、保健所長から説明を受ける機会があったことで理解できましたが、その他の方の場合は、説明がなければ濃厚接触者や接触者の定義がわからず、テレビの番組等で放送される派手な部分を見て、必要以上に恐れてしまっているのではないかと思います。

学校の場合、新型コロナウイルス感染症についての十分な理解がないままに対応してしまうと、学習の遅れや教育活動の大きな制限につながります。県教育委員会がしっかりと指針を示さなければ、偏見はなくなれないと思います。例えば、臨時休業中の学習支援について、学校現場が対応できないのであれば県教育委員会や教育センターで対応し、これまでの復習などの支援を行うことが必要だと思います。私の子どもは、臨時休業の間、外出ができず宿題もないことで、ゲームをする時間が増えたため、書店で課題を購入して、それに取り組みせていました。2週間の自宅待機となった子どもがいる家庭では、学校にお願いして宿題を出してもらっているようでした。各市町村によって対応が違うようであれば、特に受験生には大きな影響があります。県内の市町村で一律の対応ができるよう、臨時休業中の学習支援に関するガイドラインを作成してほしいです。

(岩武委員)

先ほど高校教育課長から、県立高校に対して、しっかり生活面での指導をしているとの話がありました。私も県立高校の教員に話を聞きましたが、平素から、マスク着用や手洗い、消毒や教室の換気等にしっかりと取り組んでいると思います。また、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別に対しても、日常的に、きめ細かく指導が行われていると思います。今、高等学校体育連盟主催で開催されている新人戦などについても、徹底した感染症対策が行われ、生徒の細かい動

線まで考えて大会を行っています。やれることは、一生懸命やっていると感じています。

さらに、改めて今回の事案で見えてきた課題を一つずつ整理して、より良い対応ができるようにしていけばいいと思っています。おそらくこれは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、自然災害が発生した場合にも同じようなことが言えると思います。今回の事案を今後に生かし、綿密な計画を立て、しっかり対応をしていただければ、ありがたいと思います。本当にお疲れ様です。

(高橋委員)

我々は今、ニューノーマルの時代として、どのように新型コロナウイルス感染症とうまく付き合っていくかを考えていかなければなりません。学校現場においても、今、目の前にある状況をいかに克服していくかということで、消毒などのいろいろな防疫措置をしていると思います。昨日、ある体育館でスポーツ少年団がバスケットボールの試合を行っており、どのような感染症対策をしているかを見たところ、屋外での練習や、できる限りの換気を心がけるなど、とても神経を使っていました。このような対応をしっかりしていただければ、再度のクラスターは発生しないと思いますので、引き続き、よろしくお願いします。

(米持教育次長)

2月3日(水)に、県内各市町村教育委員会の学校教育課長が集まり、第2回学力向上検証会議を行いました。今年度、県教育委員会が実施した学力調査の結果を含めて現状を共有し、課題を明らかにしながら対策を考えましたが、一番のキーワードは「自立した学習者」という言葉でした。要するに、自分で学習を進めていく力が、コロナ禍において初めて課題だということがわかりました。教員にコントロールされた中でしか学べない子ども、あるいは自分で1日何をするかの計画を立てて実践することができない子どもが多かったことがわかりました。

これから、学校の教育は、自ら家庭での学習を進めていけるように、子どもたちの力をつけていかなければならないということをもとに検討しました。個別の学校について、臨時休業となった際に、まだ即座に対応できる状況ではないので、課題として、今後取り組んでいきたいと思っています。

(工藤教育長)

多くのご意見ありがとうございました。

今回は特に、個人情報等の取り扱いをどうするかということは非常に悩ましいところでありましたが、県内の県立高校全てで推薦入試が行われる状況でしたので、何も説明をせずに試験会場を変更すれば、余計に混乱を生じるのではないかの判断から、事前に公表しました。また、対応の経過については、逐一、教育委員の皆さんに報告したところです。臨時休業の期間をいつまでとするかという判断も非常に難しかったのですが、保健所、保健部局の調査や検査が全て終了し、校内における感染状況が把握できたため、本日から再開することにしました。

今回の事例を教訓として、検討すべきことは多くあります。また、市町村立の小・中学校も含めて今年度内には、児童生徒1人1台端末が全ての学校で整備される予定ですので、今回のような事態の場合における活用方法について、しっかり研究していきたいと思います。またお気づきの点がありましたら、お知らせいただきたいと思います。ありがとうございました。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かありますか。

(工藤教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

## 【議 案】

### 第2号議案 大分県立学校いじめ対策委員会委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、学校安全・安心支援課〕入室)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「大分県立学校いじめ対策委員会委員の任命について」提案しますので、学校安全・安心支援課長から説明をしてください。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(工藤教育長)

第2号議案の承認についてお諮りします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

## 【協 議】

### ① 令和3年度大分県教育委員会の組織改正について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(工藤教育長)

次に、協議第1号「令和3年度大分県教育委員会の組織改正について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(工藤教育長)

それでは、今回の協議結果を踏まえて、事務を進めていきたいと思えます。

(工藤教育長)

最後にその他、何かありますか。

それでは、これで令和2年度第21回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。